

令和2年度事業計画

社会福祉法人上里町社会福祉協議会

令和2年度社会福祉法人上里町社会福祉協議会事業計画

第1 基本方針

少子高齢社会が進展し、核家族化、単身世帯の増加が進行する中、地域での住民相互のつながりが希薄化し、地域の相互扶助機能の低下が懸念されている。

また、住民が抱える課題は様々であり、福祉に対するニーズは増大するとともに複雑化、多様化している。

このような状況の中、多様な福祉ニーズに包括的に対応していく「断らない相談支援」を目指し、関係機関、団体と連携し、地域住民等の主体的な取り組みと協働する「伴走型支援」により地域の福祉力を高め、「すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会」を構築するため、各種福祉事業を積極的に推進する。

第2 重点項目

1 相談支援事業の推進

生活困窮者に対し、分野を問わない包括的な相談支援を実施し、多問題家族や制度の狭間の問題等に総合的に対応する取り組みを推進する。このため、属性を超えた支援が可能となり、高齢、障害、子ども、困窮等の各制度の相談支援事業を総合的に実施できるよう、支援関係者間の連携・調整機能を強化する。併せて、継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能の強化を図る。

また、身近な民生委員による心配ごと相談や弁護士による無料法律相談を実施する。

2 小地域福祉活動の推進

地域課題に対応していくため、関係機関等と連携し、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び会う機会の創出に取り組み、地域住民の気にかける関係性が育まれるよう、地域の持つ地域力の活性化を積極的に推進する。

また、住民相互のつながりを再構築し地域コミュニティを活性化するため、地域住民との協働により、福祉活動が高齢者だけでなく子どもや障害者も含めて様々な住民が集える場となるよう推進する。

3 ボランティアセンターの機能強化

近年の災害は激甚化、広域化しており、災害ボランティアが安全かつ被害者のニーズに合致した効果的な活動を行うためには、被災者とボランティアをつなぐ災害ボランティアセンターが果たす役割は非常に大きい。

昨年度は上里町でも初めて避難所が開設され、多くの住民が避難する状況が発生した。いつ発生するか分からない災害に備えるため、災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施し、まず、社協の職員間で災害時の対応を想定する体制の整備を進める。

なお、通常のボランティア関連の事業も引き続き実施し、子どもたちに福祉の「種」を芽生えさせる福祉教育や小・中学生を対象にしたボランティアスクール、町民全体を対象とした各種福祉講座等を開催し、町民同士が支え合う福祉の心が育まれる取り組みに注力する。

第3 実施事業

1 会務の運営

名 称	開催回数	内 容
理 事 会	4回	業務執行上の事項等について審議、企画立案 (5月、6月、2月、3月)
評 議 員 会	2回	業務執行上の事項等について審議、議決 (6月、3月)
監 査 会	1回	業務執行状況及び財産の状況についての監査 (5月)
評議員選任・ 解任委員会	1回	本会の評議員の選任及び解任 (5月)

名 称	開催回数	内 容
社協支部連絡会	1回	事業内容の検討、情報交換等 (7月)
ハッピーランチ サービス連絡会議	1回	活動内容の検討、情報交換等
歳末たすけあい募金 配分委員会	1回	歳末たすけあい募金実績額配分の検討、決定 (12月)
ふれあいサロン 代表者会議	1回	各サロン間での情報交換、情報提供等

2 各事業の推進

(1) 法人運営事業

ア 社協会員会費募集

区長会及び行政区役員等の協力により、社協会員会費募集の推進を行う。(8月)

イ 埼玉県日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと事業)

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続き、日常生活上の助言、金銭管理、書類預かり等の支援を実施する。

本人が不安なこと、難しくなったことを支援する事により、地域での自立した生活につなげる。また、状況に応じて成年後見制度等の適切な制度へ結びつけることができる。

ウ 福祉協力校事業

福祉教育の推進を図るため、町内の小・中学校への福祉活動に対して助成を行う。

(助成金 小学校 一校 30,000円 中学校 一校 40,000円)

エ 彩の国あんしんセーフティネット事業

埼玉県内の社会福祉法人が社会貢献活動として参画し、失業・虐待・DV・けがや病気などが原因で生活に困窮した方に対し、本事業の社会貢献支援員や施設等の相談員と協働して相談支援を行い、必要な制度につなぐ。緊急を要する場合には、現物給付による経済的支援を実施する。

公的な制度では対応できない生活困窮者への緊急的な支援をすることができる。

オ アスポート相談支援事業の活用

生活困窮者のあらゆる相談に応じ、相談内容ごとに相談員が自立支援計画を立て相談者の自立を支援するアスポート相談支援をセンターと協力・連携し、自立支援を図る。

カ リサイクル事業への取り組みによる福祉活動

ペットボトルキャップ・使用済みインクカートリッジ・使用済み切手及び書き損じハガキの回収等、リサイクル事業とその取り組みによる寄付を通しての福祉活動を推進する。

キ 第21回上里町社会福祉大会の開催

福祉に功績のあった方々の表彰及び町民の福祉に対する理解と関心を高め、地域福祉の一層の推進を図るため社会福祉大会を開催する。

(2) 共同募金配分事業

ア ふれあい交流事業

ひとり暮らし高齢者、障害者等を対象に、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力により、外に出て世代間での交流・時間の共有ができる事業を開催する。

イ 社協支部事業

賀美支部・長幡支部・七本木支部・上里東支部・神保原支部ともに、それぞれの地域に根ざしたきめ細かな各種福祉事業を推進する。

ウ 広報・調査活動

ホームページ、フェイスブック、社協だよりの発行など、情報提供や活動報告を行うことで、社協をはじめ、ボランティアセンター、介護保険事業等のPRを積極的に行う。また、民生委員・児童委員等の協力により福祉調査を実施する。

(3) 地域福祉活動事業

ア ハッピーランチサービス事業

見守り活動の一環として、町内の65歳以上のひとり暮らし高齢者宅（希望者）へ手作りのお弁当を宅配するハッピーランチサービスを実施する。（月1回実施。調理はボランティア、配達は民生委員）※7月～9月はパン・飲料のみ配布。

イ ねたきり高齢者等紙おむつ配布事業

町内在住の紙おむつ利用者（ねたきり高齢者等）を対象に、民生委員の協力により紙おむつを配布する。（6月・1月実施予定）

ウ ねたきり高齢者等介護用電動ベッド貸与事業

ねたきり・身体障害者等で介護用ベッドが必要な方に、無料で最長6ヶ月間ベッドを貸与する。

エ 福祉機器等貸出サービス事業

福祉機器（車イス・シルバーカー・杖等）を必要とする個人及び団体に、無料で最長6ヶ月貸し出しする。

オ ふれあいサロン等設置・活動支援

地域の高齢者と住民等が定期的に公共施設等に集まり、交流や健康増進の場を提供する「ふれあいサロン」の設置を関係機関、地域住民等に呼びかけ、積極的に推進する。

また、すでに開設しているサロンを支援するとともに、子どもとの交流など世代間の交流について提案し、更なる充実を図る。

(4) ボランティアセンター事業

ア ボランティア講座等の開催・活動促進

手話講座、読みきかせボランティア講座、ボランティア体験講座、ボランティア体験学習、小・中学生のボランティアスクール等の開催、すべての子どもが共に地域で学ぶための支援プログラム事業の共催

イ 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練の実施

(5) 相談事業

ア 心配ごと相談

毎月第一・第三木曜日、午後1時30分から午後3時まで、上里町コミュニティセンターにおいて、民生委員による町民の心配ごと相談を実施する。

イ 弁護士による無料法律相談

弁護士による無料法律相談を上里町福祉町民センターにおいて、以下の日程により行う。実施予定日：6月25日、9月18日、12月16日、3月19日（計4回）

※時間 午後1時15分から午後3時まで

ウ 結婚相談

毎月第二水曜日、午後1時30分から午後4時まで、上里町福祉町民センターにおいて、社会福祉協議会が委嘱している相談員が町民の結婚相談にあたる。

また、出会いの機会の一つとして婚活パーティーを開催する。

(6) 貸付事業

ア 上里町社会福祉協議会福祉資金の貸付事業

低所得世帯を対象に、臨時的な出費により生活の維持が一時的に困難になった場合など、安定した生活が維持できるように貸付を行う。

イ 生活福祉資金の貸付事業

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を目的として貸付を行う。(実施主体は埼玉県社会福祉協議会)

(7) 高齢者等支え合いサービス事業

ア かみさと高齢者等支え合いサービス事業(高齢者等生活応援隊)

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等を対象に協力会員を派遣し、掃除、調理、庭の手入れ等日常生活上の様々な援助を行う支え合いサービス事業を上里町と委託契約を締結し、実施する。

(8) ファミリー・サポート・センター事業

ア 上里町ファミリー・サポート・センターの運営

子育て中の保護者の日常生活を支援するため、子どもの預かりや送迎等のサービスを行うファミリー・サポート・センターの運営を上里町と委託契約を締結し、実施する。

(9) 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を有する生活支援コーディネーターの配置を行い、福祉活動圏域での支え合いの仕組みづくりを推進する。

(10) 老人居宅介護等支援事業、障害福祉サービス事業

ア ヘルパーステーションの運営

介護保険利用者、障害者総合支援法で訪問介護が認定された障害者等宅へ訪問介護員を派遣し、身体介護や日常生活全般の援助を行うヘルパーステーションの運営を行う。

(11) 居宅介護支援事業

ア 居宅介護支援センターの運営

在宅介護や在宅生活に関する相談援助、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成、介護サービス提供事業者との連絡調整等を行う居宅介護支援センターの運営を行う。

(12) 老人福祉センター事業

ア 老人福祉センター「かみさと荘」の管理・運営

老人福祉センター「かみさと荘」の管理・運営を指定管理者制度に基づき上里町と協定を締結し、実施する。

(13) 赤十字事業

ア 日本赤十字社埼玉県支部上里町分区の運営等

日赤活動資金募集(5月)の推進、救急法等短期講習会の開催、炊き出し訓練の実施、奉仕活動、視察研修の実施

(14) 共同募金事業

ア 埼玉県共同募金会上里町支会の運営等

赤い羽根共同募金の推進(10月)、歳末たすけあい募金・運動の推進(12月)、募金実績額等の配分(生活困窮者食料支援の実施)等